

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号 6-芦屋衛LPS-M0001	
品名 又は 件名	定期の健康診断等の委託	承認 作成 改正 作成部隊等名	令和6年4月9日 令和6年4月9日 第3術科学校業務部衛生課
<p>1 総則</p> <p>1. 1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、航空自衛隊芦屋基地が委託する定期の健康診断等について規定する。</p> <p>1. 2 用語及び定義</p> <p>この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>1. 2. 1 定期の健康診断等</p> <p>別紙第1に示すものをいう。</p> <p>1. 2. 2 受検者</p> <p>定期の健康診断等の対象となる、航空自衛隊芦屋基地の隊員のことをいう。</p> <p>1. 3 引用文書等</p> <p>a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。</p>			

航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）

b) 関連文書

医師法（昭和23年法律第201号）

医療法（昭和23年法律第205号）

歯科医師法（昭和23年法律第202号）

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

医師法施行令（昭和28年政令第382号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）

診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）

診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）

その他関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 役務に関する要求

2. 1 一般事項

契約相手方は、本仕様書及び航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達に基づき、定期の健康診断等を実施する。

2. 2 役務内容

2. 2. 1 履行場所

航空自衛隊芦屋基地（詳細は、監督官が都度示す）

2. 2. 2 実施要領

契約相手方は、別紙第1に示す項目内にて各隊員対象となる内容を実施するものとする。

2. 2. 3 事前調整

a) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法、検査結果データ作成方法等、本役務の実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、監督官と契約相手方担当者による事前打ち合わせを行うものとし、契約相手方から提出された実施計画書に基づき必要な調整を行うものとする。

b) 本業務の日程及び実施回数については、監督官と契約相手方担当者との調整によるものとする。

2. 2. 4 会場設営等

a) 本業務の会場設営及び撤収作業は、契約相手方が実施することとし、実施日は監督官と契約相手方担当者との調整による。

b) 会場の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）を可能な限り行うこと。

c) 契約相手方は、本業務の履行に必要な人員を準備し、会場内に適正に配置するものとする。また、受付及び受付係を設け、受検者の案内及び誘導を行うものとする。なお、配置する人員は、検診実施者を兼ねることを妨げない。

d) 本業務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足りる数量を契約相手方が全て準備するものとする。

2. 2. 5 検診等

a) エックス線撮影後の読影、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行うものとする。

b) 本業務の履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任をもって処分し、その費用は契約相手方の負担とするものとする。

c) 契約相手方は、本業務における現場責任者を選任するものとする。現場責任者は、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起らぬよう十分注意した上、本業務実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うものとする。

d) 胸部エックス線検査、胃部エックス線検査については、十分な経験を有する専門医による読影を行うこと。

e) 本業務に起因し、受検者が体調不良を訴える等の不測事態が発生した際は、速やかにその場で応急処置を施すとともに、監督官へ報告するものとする。

2. 2. 6 検査結果報告

a) 検査結果は、個人用として作成の上、健康調査票（問診票）及び心電図表の写しと共に検査終了後4週間以内に監督官へ送付するものとする。

b) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受検者があった場合は、電話等により速やかに官側担当者に報告すること。

c) 歯科検診の判定の記載要領は、別紙第2によるものとする。

3 監督・検査

a) 契約相手方は、会場において軽微な変更事項が生じた場合は、その都度監督官と協議の上、実施するものとする。

b) 検査官は、契約相手方から提出された検査結果データに基づき検査を行うものと

する。

4 その他の指示

4. 1 その他必要事項

4. 1. 1 提出書類

a) 実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに実施計画書（任意様式とし、実施体制、会場の設営要領、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の順序等を記載する。）を作成し、官側担当者に提出するものとする。

b) 問診票

任意様式とし、検診開始日の1週間前までに監督官へ送付するものとする。

c) 検査結果データ

本役務の検診が終了した日から4週間以内に、検査結果データ（CSVデータを基準とし、細部は事前調整での内容を定めることとする。）を監督官へ提出するものとする。

d) 検査実施報告

契約相手方は検診実施毎に検査件数の報告を別紙第3において速やかに送付するものとする。

4. 1. 2 秘密保全

a) 本役務の履行に必要な場所以外への立入及び写真撮影等は禁止するものとする。

b) 契約相手方は、役務の履行で知り得た情報を他の目的で使用してはならない。また、第三者への提供をしてはならない。

4. 1. 3 個人情報の保護

a) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとるものとする。

b) 官側が特に必要と認めた場合、個人情報の管理状況に関する質問、資料の提出等を契約相手方に求めることができるものとする。

4. 1. 4 安全管理

a) 本役務の履行にあたり、官側の施設、物品に損害を与えないよう必要な処置を施すものとする。万一損害を与えた場合は、直ちに監督官に通知するとともに、契約相手方の負担で速やかに原状回復するものとする。

b) 本役務の履行にあたり、事故が発生した場合は、直ちに監督官へ通知し、その指示に従うものとする。

4. 2 その他の事項

a) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに

契約担当官に返還するものとする。.

- b) 基地への入門及び本役務の履行に際し、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のための処置（契約相手方責任者による体調不良者作業員の事前掌握等）を実施するものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
- c) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側担当者に通知するとともに契約担当官と協議するものとする。

関係者以外不許複製

定期の健康診断等内訳書

No.	件名	実施項目
1	胃がん検診	胃部エックス線撮影
2	結核検診	胸部エックス線撮影
3	循環器検診 A	心電図(12誘導)
4	循環器検診 B	血算(白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマクリット、血小板)
5	循環器検診及び 肝臓検診	生化学(TG, LDL, HDL, UA, BUN, CRE, GLU, AST, ALT, r-GTP)
6	大腸がん検診	便潜血(テックス法等)
7	肺がん検診	喀痰細胞診
8	一般検診 A	尿検査(蛋白、糖、潜血)
9	循環器検診 C	血圧測定
10	一般検診 B	身体検査(問診、身長、体重、BMI、腹囲、視力)
11	子宮頸がん検診	問診、視診、内診及び細胞診
12	歯科検診	視診及び触診
13	性病検診	RPR 法定性

歯科記載要領

区分	記号	備考
う蝕、2次う蝕	C 1～C 4	
脱灰(初期う蝕) 非進行性う蝕	C 0	緊急の修復処置は要さず、定期観察が必要なもの(慢性的なC 1・C 2で症状を伴わないものを含む。)
処置歯	アマルガム充てん	A F
	金属インレー修復 部分被覆冠	I n
	レジン充てん等非金属充てん	C R
	全部被覆冠 前装铸造冠	C K
	非金属冠	J K
	架工義歯	B r (X)
	部分床義歯	P D
	全部床義歯	F D
治療中の歯及び破折歯	C 2～C 3	C 3 処置歯は、C 2とする。
補綴を要する欠損歯	M	
補綴を要しない欠損歯	/	
楔状欠損	W	
半埋状智歯	I P O	別に定める判定基準により、「要注意・要観察」と判定されたものを「I P O」、「要軽業・要医療」と判定されたものを「I P」とする。
	I P	

検査実施報告書

実施日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

No.	件名	実施項目	実施件数
1	胃がん検診	胃部エックス線撮影	
2	結核検診	胸部エックス線撮影	
3	循環器検診 A	心電図(12誘導)	
4	循環器検診 B	血算(白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板)	
5	循環器検診及び肝臓検診	生化学 (TG, LDL, HDL, UA, BUN, CRE, GLU, AST, ALT, r-GTP)	
6	大腸がん検診	便潜血(テックス法等)	
7	肺がん検診	喀痰細胞診	
8	一般検診 A	尿検査(蛋白、糖、潜血)	
9	循環器検診 C	血圧測定	
10	一般検診 B	身体検査(問診、身長、体重、BMI、腹囲、視力)	
11	子宮頸がん検診	問診、視診、内診及び細胞診	
12	歯科検診	視診及び触診	
13	性病検診	RPR 法定性	